

2013年度 日本政府（文部科学省）奨学金案内 （大学推薦による日本語・日本文化研修留学生）

日本政府（文部科学省）は、大学推薦による国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）を下記の通り募集します。早稲田大学は、日本の受入大学として、現在早稲田大学と大学間交流協定を持つ海外の下記の地域の大学から推薦される交換留学生に、「大学推薦による日本政府（文部科学省）奨学金」への応募機会を提供します。

推薦対象地域：2013年4月1日現在、日本政府が承認している国・地域全て。

1. 候補者資格及び条件

この奨学金の候補者は、下記に挙げる諸条件を全て満たす者とする。

- (1)対象 象：①早稲田大学と大学間交流協定を持つ海外の在籍大学において、早稲田大学への派遣交換留学生候補者として選考された者。
②日本の大学において日本語能力及び日本事情、日本文化の理解の向上のための教育を受けることを目的として、新たに海外から日本国へ留学する者。
- (2)国籍：2013年4月1日現在、日本政府が承認している国の国籍を有する者。ただし、申請時日本国籍を有する者、台湾からの留学生は本奨学金の募集の対象とはならない。
- (3)年齢：2013年4月1日現在、満18才以上30歳未満の者（1983年4月2日から1995年4月1日までの間に出生した者）。
- (4)学歴：渡日及び帰国時点で外国（日本国以外）の大学の学部（大学院生は応募できません）に在学し、日本語・日本文化に関する分野を専攻している者。
- (5)日本語能力：日本の大学において日本語により履修が可能な程度の日本語能力を有する者。
- (6)健康：心身ともに早稲田大学における学業に支障がない者。
- (7)渡日時期：渡日時期については、受入許可後、早稲田大学より指示された日（2013年9月中旬予定）に渡日できること。指定した期日に渡日できない場合は、渡日旅費は支給しない。
- (8)査証申請：渡日時に「留学」の査証を必ず取得して6いること。「留学」以外の査証あるいは在留資格をもって渡日する者は国費外国人留学生の資格は有しない。また、本邦入国後在留資格を「留学」以外に変更した者についても、在留資格変更時点で国費外国人留学生としての資格を喪失するので留意すること。
- (9)その他：次に掲げる者については、採用しない。
 1. 現役軍人又は軍属の資格の者。
 2. 早稲田大学が指定する期日に渡日できない者。
 3. 日本政府（文部科学省）以外の機関（応募者の自国政府機関を含む）から同時に奨学金等を受給する者。
 4. 過去に日本政府奨学金留学生であった者で、その奨学金支給期間終了から3年間経過していない者。
 5. 本奨学金における日本の他大学との重複申請、日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度（大使館推薦国費、JASSO留学生交流支援制度）に併願している者。（これまで日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度に採用され、2013年度日本語・日本文化研修留学生のプログラム開始まで、引き続き在学予定の者も含む）

日本語・日本文化に関する分野以外を専攻する者で、学習の一環として日本の諸事情（工学・経済・農学・建築・美術等）を学ぶ者は、（独）日本学生支援機構が実施しているJASSO留学生交流支援制度など、他の奨学金に応募すること。

6. 2013年4月時点において、自国の本籍大学での学習期間が1年に満たない者は、本奨学金に応募することはできない。

2. 奨学金内容

(1) 奨学金

月額 117,000円（予定）を支給する。 ただし、日本留学期間中に日本の受入大学を休学する場合や休暇中等に1ヶ月以上日本から離れる場合、該当月の奨学金支給は休止される。

(2) 旅 費

- a. **渡日旅費**：文部科学省は、旅行日程及び経路を指定して、国費留学生として採用された留学生の現住所の最寄り国際空港から成田国際空港までのエコノミークラス航空券を交付する。
なお、渡日する留学生の居住地から最寄り国際空港までの旅費、空港税、渡航に要する特別税、日本国内の旅費等は留学生の自己負担とする。（「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された現住所とする。）また、国籍国以外からの航空券は支給しない。
- b. **帰国旅費**：奨学金支給期間終了月内に帰国する者については、本人の申請に基づき、成田国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港までのエコノミークラス航空券を交付する。

(3) 学 費 等

早稲田大学における入学検定料、入学金、授業料等の学費は大学間交流協定により免除される。

(4) 奨学金支給期間

2013年9月から2014年7月までの11ヶ月間（予定）（開始時期は変更する場合がある）。
奨学金支給期間の延長は認められない。

3. 応募方法

日本政府（文部科学省）奨学金（日本語・日本文化研修留学生）に応募する者は、それぞれの在籍大学において2011-2012年度の早稲田大学への派遣交換留学生として採用された者とし、応募書類はそれぞれの在籍大学を代表する留学生交流担当部門を通して早稲田大学留学センターへ原本が提出されなければならない。 学生個人からの早稲田大学あるいは日本政府への直接出願は認められない。

4. 応募締切

2013年3月1日（金）（郵送必着）（交換留学プログラムの願書と共に提出のこと）

*上記締切日までに必ず郵送で交換留学プログラムへの願書と、国費応募書類をひとつにしてご応募ください。

締切後の国費奨学金プログラムへの応募は一切受けません。

5. 推薦手続及び選考方法

- (1) 推 薦：1. 早稲田大学の協定大学は、派遣交換留学生の中から1名の奨学金候補者を選び、早稲田大学留学センターへ申請書類一式を提出する。2. 早稲田大学は、学内選考会議を開いて海外協定大学から推薦された奨学金候補者の中から文部科学省への推薦対象者を決定する。3. 早稲田大学は学内選考会議によって選ばれた者を本奨学金候補者として日本国文部科学省に推薦する。

(2) 選 考：文部科学省は、日本の各受入大学から推薦された候補者の中から審査により採用者を決定する。

(3) 応募にあたっての必要書類は下記の通り。

*a. 2013年度日本政府（文部科学省）奨学金応募者インフォメーションシート  <PDF>  <WORD>

*b. 2013年度日本政府（文部科学省）奨学金申請書（日本語・日本文化研修留学生）
(必ず両面印刷すること)  <PDF>  <WORD>

c. 在学証明書

d. 在籍大学の成績証明書（日本語・日本文化に関する科目箇所が分かるように印をつけること。）

e. 応募者が現在在籍する大学からの、早稲田大学総長（鎌田薫）宛に書かれた推薦状

f. 顔写真3枚（最近6ヶ月以内に撮影したもので4.5×3.5cm、上半身、正面、脱帽、裏面に国籍及び氏名を記入したもの。内1枚は申請書所定の場所に添付のこと）

g. 本国の戸籍抄本又は市民籍等の証明書（パスポートの写しで可。）

*この所定用紙は、下記インターネットホームページから入手してください。

http://www.waseda.jp/cie/exchange/ijlp/03_download.html

（注意事項）

1. 上記提出書類は、**A4版の用紙に日本語または英語で**ワープロまたはタイプライターを用いて作成されなければならない。（手書きはご遠慮ください。）日本語・英語以外の言語により作成された書類は、日本語の翻訳文を添付すること。
2. 上記申請書類は、日本政府（文部科学省）奨学金申請書類であり、最終的に文部科学省へ送付する。このため、交換留学生は上記奨学金申請書類だけでなく、早稲田大学交換留学プログラム申請書類も提出しなければならない。早稲田大学交換留学プログラム申請書については、インターネットホームページのhttp://www.waseda.jp/cie/exchange/ijlp/03_download.htmlで入手可能。
3. 不備・不足書類のある不完全な申請書類や締切を過ぎて到着した申請書類は選考対象としない。
4. 申請書類は一切返却しない。
5. 以下の条件にあてはまる場合、奨学金の採用を取り消す。
 - a. 申請書類の記載事項に虚偽があったとき。
 - b. 日本国文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
 - c. 早稲田大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。
 - d. 学業成績不良や停学等により標準期間内の早稲田大学における交換留学プログラム修了が不可能であることが確定したとき。
 - e. 在留資格「留学」が他の在留資格に変更になったとき。
 - f. 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く）の支給を受けたとき。
6. 早稲田大学を休学または長期に欠席した場合は、その期間中奨学金は支給されない。

以 上